

**SCP チャレンジプログラム（仮称）評価チェックリスト 試行版**  
**回答のための手引き**

この「回答のための手引き」は、「SCP チャレンジプログラム（仮称）評価チェックリスト」を回答するために、項目のポイントを解説したものです。回答にあたっては、以下の内容を参照してください。

最終更新日：2017年10月19日

**[ア]企業情報**

**B. 環境・社会活動に関する報告書（統合報告書、CSR レポート、環境報告書等）の発行状況**

- ・統合報告書、CSR レポート、環境・社会報告書等を対象とします。回答企業の親会社が報告書を作成している場合には、そちらを記載してください。
- ・報告対象組織の範囲は、有価証券報告書の報告範囲と同等であることが望まれます（環境報告ガイドライン（2012年版））。

**C. 所属（登録）団体**

- ・グリーン購入ネットワークの会員かどうか、該当するものにチェックをしてください。

**D. 表彰実績**

- ・共同プロジェクト等による他団体との連名による表彰も記載可とします。

**E. 格付け・SRI 調査の状況**

- ・調査及び評価実績と、調査及び評価された時期を記載してください。

**[イ]貴社のグリーン購入の取り組み状況について**

**A. グリーン購入の取り組み**

- ・調達方針とは、グリーン購入に取り組む上での考え方や製品やサービスを選択する上での目安や基準等を示した文書を指します。
- ・(3)グリーン購入の取り組み分野のうち、1.紙類～21.印刷の対象範囲は、グリーン購入法特定調達品目によるところとします。22.ホテル・旅館～24.電力については、GPN が定めるグリーン購入ガイドラインによるところとします。
- ・(4)独自調達品目は、(3)で挙げた取り組み分野以外の分野でグリーン購入を実施しているものを記載します。
- ・グリーン購入率を算定する場合、分母を「対象分野における購入（数量・金額）」とする考え方と、「全ての購入（数量・金額）」とする考え方の二通りありますが、ここではいずれでも良いこととします。

**[ウ]持続可能な調達に関する貴社の取り組み状況について**

**A. 法令順守**

- ・方針や行動規範等は、必ずしも外部に公表されている必要はありませんが、従業員等が内容を確認できるように文書化されているものを指します。
- ・法令順守に関する取り組みとして、具体的な事例や特徴的な取り組みがあれば、自由記述欄に記載してください。

## B. 環境への取り組み

- ・方針や規定等は、必ずしも外部に公表されている必要はありませんが、従業員等が内容を確認できるように文書化されているものを指します。経営方針や CSR 方針等、別の方針の中に環境保全に関する考え方や取り組む方針が明記されている場合も該当することとします。
- ・事業を行うためには、様々な資源（原料、水等）やエネルギー（電力、重油、ガス等）を投入します。環境負荷データとは、投入する資源及びエネルギーの総量と、そこから排出される環境負荷（NOx、SOx、CO2 排出量、廃棄物発生量等）情報を指します。
- ・(6)再生可能エネルギーとは、風力・太陽光・太陽熱・地熱・水力・バイオマスによって利用するエネルギーを指し、グリーン電力証書の活用も該当することとします。
- ・(7)温室効果ガスとは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスを指します。
- ・(13)生物多様性の保全に関する取り組みは、自社の製品・サービスに関連したものではなく、自社として実施する生物多様性の保全に関する取り組み（自社工場建設時の配慮や工場内の植生の工夫、職員等による植林・間伐等の取り組み等）を指します。自社の製品・サービスの、その原材料の採取や製造、使用段階において生物多様性の保全に関する取り組みは、「[エ]持続可能な調達に関する貴社の製品・サービスについて D. 製品・サービス そのほか」の(6)に記載します。
- ・環境保全に関する取り組みとして、(1)～(13)に関する具体的な事例やそれ以外の特徴的な取り組みがあれば、自由記述欄に記載してください。

## C. 人権・労働等

- ・方針や規定、行動規範等は、必ずしも外部に公表されている必要はありませんが、従業員等が内容を確認できるように文書化されているものを指します。経営方針や CSR 方針等、別の方針の中に(1)～(19)に関する考え方や取り組む方針が明記されている場合も該当することとします。
- ・人権・労働等に関する取り組みとして、(1)～(19)に関する具体的な事例やそれ以外の特徴的な取り組みがあれば、自由記述欄に記載してください。

## D. 公正取引・倫理

- ・方針や行動規範等は、必ずしも外部に公表されている必要はありませんが、従業員等が内容を確認できるように文書化されているものを指します。経営方針や CSR 方針等、別の方針の中に(1)～(9)に関する考え方や取り組む方針が明記されている場合も該当することとします。
- ・公正取引・倫理に関する取り組みとして、(1)～(9)に関する具体的な事例やそれ以外の特徴的な取り組みがあれば、自由記述欄に記載してください。

## E. 情報セキュリティ

- ・方針や規定、行動規範等は、必ずしも外部に公表されている必要はありませんが、従業員等が内容を確認できるように文書化されているものを指します。経営方針や CSR 方針等、別の方針の中に(1)～(4)に関する考え方や取り組む方針が明記されている場合も該当することとします。
- ・情報セキュリティに関する取り組みとして、(1)～(4)に関する具体的な事例やそれ以外の特徴的な取り組みがあれば、自由記述欄に記載してください。

## F. そのほかの取り組み

- ・カーボン・オフセットは、環境省が推進するカーボン・オフセット制度や経済産業省が主導するカーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度（どんぐり事業）、民間や地方

公共団体によるカーボン・オフセットの取り組みも該当することとします。

#### G. 上記の項目に該当しない貴団体の取り組み

- ・貴団体の取り組みのうち、A. ～F. 以外の特徴的な取り組みがあれば、自由記述欄に記載してください。

### [エ]持続可能な調達に関する貴社の製品・サービスについて

#### B. 環境ラベルの取得状況、LCA、環境配慮設計等

- ・(1)は、環境ラベルの取得状況についても記載することができます。
- ・(2)は、第三者によるものだけでなく事業者自らによる LCA 評価も該当することとします。
- ・環境配慮設計とは、3R、廃棄物処理の容易性、省エネルギー、有害化学物質の使用削減等、製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計を指します。
- ・環境ラベルの取得状況、LCA、環境配慮設計等に関する取り組みとして、(1)～(4)に関する具体的な事例やそれ以外の特徴的な取り組みがあれば、自由記述欄に記載してください。

#### C. 製品・サービスの原材料

- ・(1)の主要な原材料とは、当該製品を構成する原材料のうち、質量あるいは材料費で 50%以上を占める原材料を指すこととします。
- ・原産地とは、その原材料の産出国を指すこととします。
- ・原材料に関するリスクとは、その原材料を採取する際に、周辺の自然環境や生態系を破壊したり、労働者や周辺住民の健康や安全、権利等に悪影響を及ぼしたりすることで、継続的に当該地域から原材料を採取することができなくなる可能性を指します。
- ・(4)環境面への配慮とは、その原材料を採取する際に、周辺の自然環境や生態系への影響をなるべく小さくするための取り組みを指します。
- ・(5)社会面への配慮とは、その原材料を採取する際に、労働者や周辺住民の健康や安全、権利等に悪影響を及ぼさないようにするための取り組みで、本チェックリストの「[ウ]持続可能な調達に関する貴社の取り組み状況について」にある項目に関する配慮を想定します。
- ・(6)合法性とは、その原材料の産出国・地域における、原材料の採取に関連する法律・規則を順守していることを指します。
- ・製品・サービスの原材料に関する取り組みとして、(1)～(8)に関する具体的な事例やそれ以外の特徴的な取り組みがあれば、自由記述欄に記載してください。

#### D. 製品・サービス そのほか

- ・(3)環境情報とは、製品・サービス等における環境配慮の特徴を伝えるための情報で、定量的な情報だけでなく、定性的な情報、環境ラベル等の外部の基準・規格への適合状況等も該当することとします。また、自社が発信する情報だけでなく、外部の団体や情報媒体への掲載等による環境情報の開示も該当することとします。
- ・(6)生物多様性の保全に関する取り組みは、A. (1)で記載した製品・サービスについて、その原材料の採取や製造、使用段階において生物多様性の保全につながる事柄を指します。A. (1)で記載した製品・サービスに限らず、自社としての生物多様性の保全に関する取り組みは、「[ウ]持続可能な調達に関する貴社の取り組み状況について B. 環境への取り組み」の(13)に記載します。
- ・関連する取り組みとして、(1)～(9)に関する具体的な事例やそれ以外の特徴的な取り組みがあれば、自由記述欄に記載してください。

## [オ]持続可能な調達に関するサプライチェーンの取り組みについて

### A. サプライヤーへの確認等

- ・(2)及び(3)について、環境面への配慮とは、原材料の採取や加工、運搬等、自社に届くまでの段階で、周辺の自然環境や生態系への影響をなるべく小さくするための取り組みを指します。社会面への配慮とは、原材料の採取や加工、運搬等、自社に届くまでの段階で、労働者や周辺住民の健康や安全、権利等に悪影響を及ぼさないようにするための取り組みで、本チェックリストの「[ウ]持続可能な調達に関する貴社の取り組み状況について」にある項目に関する配慮を想定します。
- ・サプライヤーへの配慮事項として、(1)～(6)に関する具体的な事例やそれ以外の特徴的な取り組みがあれば、自由記述欄に記載してください。